

## 環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称)京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和 55 年東京都条例第 96 号)第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事  
小池百合子  
(公印省略)

### 記

#### 第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：京王重機整備株式会社

代表者：代表取締役社長 寺田 雄一郎

所在地：東京都渋谷区笹塚一丁目 47 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称)京王重機整備北野工場建替計画

種 類：工場の設置

3 対象事業の所在地

東京都八王子市長沼町 1304 番 1、2

## 第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

### 【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響が最大となる時点としているが、本事業では段階的に建替えを行う計画であり、施工場所や工種が異なること、また、住宅や福祉施設が近隣に存在している地点もあることから、各段階における環境への影響が最大となる時点を適切に把握し、必要な時点及び地点において予測・評価すること。

## 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。